事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①洪水

本町の防災マップ(洪水ハザードマップ)によると、当会が立地する大野町は揖斐川と根尾川に囲まれており、パレットピアおおの及び大野神戸インターチェンジの周辺では洪水時の想定水深が5m~10mとされている。また、町内を流れる三水川の中流域では、小売業が多く立地している黒野商店街があり、この地域において0.5~3mの想定水深となっている。

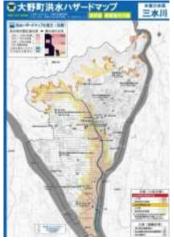
②土砂災害

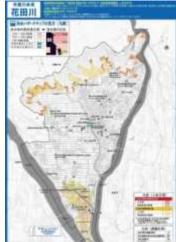
本町の北側には石山、滝谷山、大谷山といった山があり、本町の防災マップによるとその地域においては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が示されている。





【大野町防災マップ(洪水ハザードマップ 揖斐川・根尾川)より】





【大野町防災マップ(洪水ハザードマップ 三水川・花田川)より】

③地震

J-SHIS 地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後30年間で13.9%以上の確率で発生すると言われている。

また、大野町地域防災計画によると南海トラフ 地震では震度5.30~5.88、養老-桑名-四日市断層 地帯地震では震度5.62~6.41が想定されている。

大野町		南海 トラフ 地震	養老-桑名 -四日市断 脳帯地震	
震度	最小	5, 30	5, 62	
	最大	5, 88	6, 41	
震度に対応	震度4	0	- 0	
する人口比 (%)	震度5到	0	- 0	
	震度5強	0	0	
	震度6弱	100	33	
1	震度6強	0	67	
	震度7	0	0	

【大野町地域防災計画より】



【J-SHIS (大野町黒野周辺) より】

④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症においては令和3年10月3日時点で、延べ113名の感染者となっており、全国的かつ急速なまん延により、本町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (平成28年経済センサス)

・商工業者等数 734人・小規模事業者数 574人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
商	建設業	120	116	各業種町内全域に広く分布し
エ	製造業	116	80	ている。小売業は商店街を形
業	卸売業・小売業	184	127	成している黒野地区に多くの
者	宿泊業・飲食業	68	49	
	サービス業・その他	246	202	業他においては、町内全域に
	合 計	734	574	立地している。

(3) これまでの取組み

- ①大野町の取組み
- ・大野町地域防災計画の策定(令和3年3月改定)
- ・大野町強靱化地域計画の策定(令和3年3月策定)
- ・防災訓練の実施(年1回実施:「直近では令和2年10月18日実施」、令和3年は中止)

②大野町商工会の取組み

・揖斐郡3町商工会(事業継続力強化計画セミナー開催)

日 時:令和3年9月28日(火)13:30~15:30

参加事業数:9事業所

内 容:事業継続力強化計画の申請書作成支援

- 事業者BCPの普及と防災域の啓発(商工会窓口にチラシを常設)
- ・防災備品の整備(救急用具、懐中電灯など)
- 外部サーバー(クラウド)へのデータ移管(令和3年3月)
- 経営計画策定個別相談会の実施による事業継続力強化計画の作成支援 (伴走型小規模事業者支援推進事業の活用:令和3年8月~令和4年1月:年12回開催)

※事業継続計画 (BCP) と事業継続力強化計画の違い

事業継続計画(BCP)とは、企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、核となる事業の継続または早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手法などを事前に策定した行動計画である。

事業継続力強化計画とは、中小企業の自然災害等に対する事前対策を促進するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」が令和元年7月16日に施行され、当該法律において、防災減災に取り組む中小企業がその取り組みを「事業継続力強化計画」としてまとめ、国が認定する制度を創設した。

BCP と事業継続力強化支援計画の違いについては、目指しているところは同じだが、「事業継続力強化計画」は BCP の簡易版として、企業の防災・減災対策に取り組むことができ、国から各種の支援措置を受けることができることである。

Ⅱ 課題

当地区内では防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いことと、ノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいか分からない事業者が多い状況である。

また、新型感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

①事業継続意識の向上と事業継続力強化計画策定

小規模事業者の多くは、限られた人員体制で日々の経営活動を行い、経営課題の解決に対応せざるを得ないため、自然災害及び新型感染症などへの事前対策が遅れがちになり、事業者 BCP への関心が低く取組み意欲も希薄である。したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続に向けた事業継続力強化計画を策定していく必要がある。

さらに、本町は河川に囲まれており、事業者は町内全域に広く分布している。そのため、大野町地域防災計画やハザードマップで想定される自然災害にも違いが発生する。また、各事業者によって有する経営資源も大きく異なるため、個社の実情に合わせたハンズオンによる事業者 BCPの策定支援を実施する必要がある。

②商工会職員の支援スキルの習得

当会はこれまで、経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできたが、自然災害・新型感染症などの発生に対応する事業継続支援のための知識や経験を有していない。したがって、小規模事業者へ効果的な事業継続対策を支援していくためには、商工会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

当会 BCP は策定準備中であり、現時点においては自然災害・新型感染症発生時の運用が不安視される。また、当会においては本町をはじめ各関係機関との具体的な連携体制が整備されていない。有事において商工会活動重要業務の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

Ⅲ 目標

自然災害・新型感染症等などの発生時において、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持・安定を目指す。その実現に向け、有事前においては事業継続に資する事業者 BCP の策定支援を強化するとともに、事後においては迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図るため、以下の目標を設定する。

①事業継続意識の向上と事業者 BCP 策定

巡回指導やセミナー開催を通じて事業活動に影響を与える自然災害・新型感染症等のリスクを 周知し事前対策の必要性を周知するとともに、事業所立地や経営状況など個社の実情に則した 事業継続力強化計画の策定を支援する。

(目標件数)

- ・事業継続力強化計画策定に関する巡回指導件数:年24件
- ・事業者 BCP 策定セミナー開催: 年1回
- ・事業者 BCP 策定支援事業者数:年4事業者
- ・事業者 BCP 策定事業者数:年2事業者

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者 BCP 策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の事業継続計画の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取組む。また、本町と当会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和4年1月1日~令和8年3月31日
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 啓発活動

(自然災害に対する啓発活動)

- ・職員による巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要、一定量の災害備蓄品の確保に関する情報を 商工会会報誌に掲載し紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツ ールを同封して普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部などの活動において、事業者 BCP 策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

(新型感染症に対する啓発活動)

- ・職員による巡回指導時に新型感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を会報誌に掲載し紹介する。
- ・商工会青年部、女性部などの活動において、事業者 BCP 策定や防災訓練等の取組み事例を紹介する。

②事業者 BCP 策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者 BCP 作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者 BCP の策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。
- ・揖斐郡商工会協議会などによる、事業継続力強化計画策定セミナーを実施し、事業者の災害に対する心構えや備えなどに対する意識の向上を図る。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・当会は、令和3年中の事業継続計画策定に向けて準備しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など 自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応 する。
- ・揖斐川町、池田町の各商工会と定期的に開催する経営指導員会議において、啓発活動や策定支

援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・普及啓発をしたものの、事業者 BCP を策定していない事業者については、再度巡回等でリスク 周知及び事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者 BCP の策定へとつなげていく。
- ・策定した事業者 BCP の取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、大野町役場産業建設部まちづくり推進課と大野町商工会法定経営指導員が年1回程度情報共有等を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(マグニチュード6.0の地震)が発生したと仮定し、年1回、本町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する。)

< 2. 発生後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

- ①自然災害の際の対応
- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基に SNS 等により職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況(電気、ガス、水道、通信など)、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を当会と本町で共有する。
- ②新型感染症の際の対応
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・新型感染症や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態 宣言」が出た場合は、商工会自身の感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき、新型感染症対 策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・当会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
- ・本計画により、当会と本町は下表を目安として、発生災害の種類・災害の被害状況に応じて、随時情報共有する。

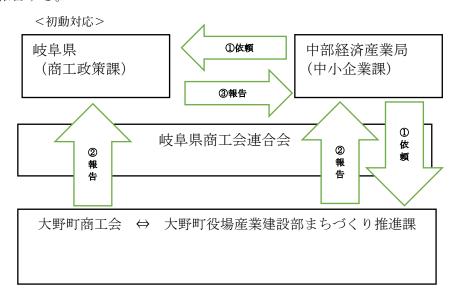
連絡の時期	連絡回数	連絡時間		
発災後~3日目	1日に4回	9時、11時、14時、16時		
3日目~2週間	1日に2回	9時、14時		
2週間~1か月	1日に1回	9時		
1か月以降	2日に1回	9時(隔日)		

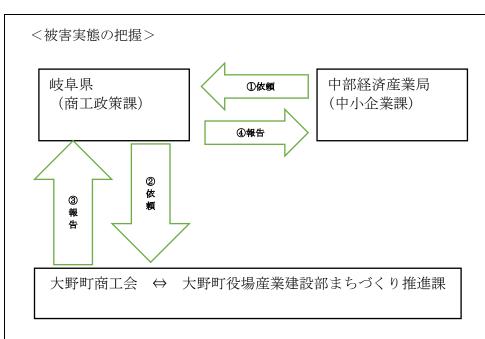
※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

団体名	連絡窓口		
	第1順位	第2順位	
大野町役場産業建設部	まちづくり推進課長	まちづくり推進課係長	
大野町商工会	事務局長	法定経営指導員	

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と本町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と本町が共有した情報を、県の指定する方法にて、当会又は本町より県の商工担当部署へ報告する。





< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、大野町と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・新型感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

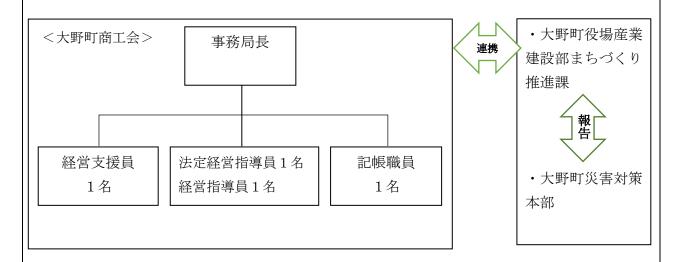
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年10月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業 実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規 定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名:豊吉 巧巳(連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

大野町商工会

住所:〒501-0521 岐阜県揖斐郡大野町大字黒野924番地1

TEL:0585-32-0667 FAX:0585-34-3370 E-mail:oono@ml.gifushoko.or.jp

②関係市町村

大野町役場 産業建設部まちづくり推進課

住所:〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

TEL:0585-34-1111 FAX:0585-34-3525

E-mail: kigyo@town-ono.jp

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

						<u> </u>
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金	金の額	280	280	280	280	280
	及・啓発費 スター、チラシ印刷費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
	社支援・専門家派遣費 門家謝金、旅費	150	1 5 0	150	150	1 5 0
	係団体等との協議への 席旅費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
4. セ	ミナー開催費	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名
N411/4 N
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等
소트/A11 비스턴 시